

人事行政の運営状況

島原市職員の給与などを公表します

市では、市民サービスの向上を図るため、さまざまな分野で職員が働いています。

市民皆さんに一層のご理解をいただくため、職員の給料や人事行政の運営などの概要をお知らせします。

▶問い合わせ先 秘書人事課人事班 (☎ 63-1111 内線 126)

職員の給与費の状況 (平成 26 年度当初予算 (普通会計))

区分	金額	割合
給料	13 億 6825 万 1000 円	63.8%
期末勤勉手当	5 億 323 万 6000 円	23.5%
その他の職員手当	2 億 7155 万 5000 円	12.7%
合計	21 億 4304 万 2000 円	100%
職員 1 人当たり	612 万 3000 円	—

※その他の職員手当の内容は、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などです

※給与費の中には退職手当負担金、共済組合費や特別職(市長、市議会議員など)の給料・報酬は含まれていません

一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	経験年数		
	10 年	15 年	20 年
高校卒	20 万 7000 円	26 万 100 円	29 万 7400 円
大学卒	26 万 100 円	29 万 7400 円	35 万 1600 円

※左記の経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます(高校卒は初級職、大学卒は上級職で採用された場合)

特別職および教育長の給料などの状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	給料・報酬	期末手当
市長	78 万 9300 円 (87 万 7000 円)	平成 26 年度支給割合 ・ 6 月期 1.4 月分 ・ 12 月期 1.55 月分 合計 2.95 月分
副市長	63 万 8100 円 (70 万 9000 円)	
教育長	59 万 4700 円 (62 万 6000 円)	
議長	45 万 4000 円	
副議長	38 万円	
議員	35 万 9000 円	

※平成 25 年 4 月 1 日から市長、副市長、教育長の給料をそれぞれ 10%、10%、5% 減額しています

※かっこ内は、減額が無かったとした場合の額です

一般行政職の初任給の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分		高校卒	大学卒
島原市	決定初任給	14 万 100 円	17 万 2200 円
	採用 2 年経過日 給料月額	14 万 9800 円	18 万 5800 円
国	決定初任給	14 万 100 円	17 万 2200 円
	採用 2 年経過日 給料月額	14 万 9800 円	18 万 5800 円

※この表は、職員の初任給と、その後 2 年間引き続き勤務した場合における給料月額を示したものです(高校卒は初級職、大学卒は上級職で採用された場合)

一般行政職の平均給料月額および平均年齢の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在) ※一般行政職とは、市の一般事務に従事している職員で、

平均給料月額	平均年齢
31 万 8700 円	41.7 歳

税務職、技能労務職（調理員、清掃、運転手など）、水道、看護師、保健師などの職員は含みません

職員手当の状況

①期末勤勉手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	期末手当	勤勉手当	合計
6 月期	1.225 月分	0.675 月分	1.9 月分
12 月期	1.375 月分	0.675 月分	2.05 月分
合計	2.6 月分	1.35 月分	3.95 月分

※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり

②時間外勤務手当（平成 25 年度決算）

支給総額	支給を受けた職員 1 人当たりの支給年額
1 億 52 万 1000 円	29 万 9000 円

③特殊勤務手当（平成 25 年度決算）

支給総額	支給を受けた職員 1 人当たりの支給年額
625 万 7000 円	4 万 7000 円

※特殊勤務手当とは、職員が定められた特定の職務に従事した場合に支払われる手当です

④退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	自己都合退職	定年退職
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
退職時特別昇給	なし	
1 人当たり平均支給額(平成 25 年度)	2114 万 7000 円	

※退職手当は退職時の給料に一定の支給率を乗じた額が支給されます

⑤主な職員手当の概要（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	内容
扶養手当	・配偶者…1 万 3000 円 ・配偶者以外の扶養親族…1 人につき 6500 円 ※配偶者がいない場合は、そのうち 1 人について 1 万 1000 円 ・満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合の加算額→5000 円
住居手当	・借家…1 万 2000 円以上の家賃額に応じて最高 2 万 7000 円を支給
通勤手当	・交通機関利用→5 万 5000 円を限度に支給 ・自家用車など利用→2 km 以上の場合、距離により 2000 円～2 万 4500 円

一般行政職の級別職員数の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比
1 級	事務員、技術員	23	8.5%
2 級	主事、技師	27	10.0%
3 級	主査	63	23.2%
4 級	係長、主任	107	39.5%
5 級	課長補佐	19	7.0%
6 級	部長、理事、課長、参事	32	11.8%
合計	—	271	100%

※この表は一般行政職の職員を市の給与条例に基づく給料表の級区分により区分した職員数です

部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在 単位：人 年号：平成)

部門	職員数		増減	主な増減理由	
	26 年	25 年			
一般行政部門	議会	7	7	0	
	総務	82	98	△16	事務統廃合
	税務	19	19	0	
	民生	60	61	△1	
	衛生	37	39	△2	
	労働	0	0	0	
	農林水産	30	30	0	
	商工	23	22	1	
	土木	36	37	△1	
	小計	294	313	△19	
特別行政部門	教育	49	33	16	事務統廃合
	小計	49	33	16	
普通会計計	343	346	△3		
公営企業等会計部門	水道	18	18	0	
	その他	17	19	△2	
	小計	35	37	△2	
合計	378	383	△5		

※この職員数は教育長を含む一般職に属する全職員数であり、派遣職員を除いています

職員の任免の状況

採用	13 人 (平成 25 年度中)
退職	17 人 (平成 24 年度中)

ラスパイレス指数（国家公務員の給料を 100 とした場合の地方公務員の給料水準）の状況

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
島原市	98.2	98.4	98.2	106.1 (98.1)	106.1 (98.1)
県内 市平均	97.4	99.1	98.8	106.8 (98.7)	106.4 (98.3)
全国 市平均	98.4	98.8	98.8	106.9 (98.8)	106.6 (98.5)

※かっこ内は、国家公務員の給与減額措置が無かったとした場合の値（減額前）です

職員の勤務時間などの状況

1 日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時～13 時

※平成 26 年 4 月 1 日現在
での一般的な職員の場合

研修の状況

(平成 25 年度中)

研修名	研修人数 (人)
自治大学校	3
市町村職員中央研修所	15
市町村国際文化研修所	1
管理職（課長級）研修	1
監督職（課長補佐・係長級）研修	14
職員 1 部・2 部・3 部研修	28
中堅職員研修	3
課題研修	197
民間派遣研修	2
新任職員研修	12
独自研修（島原市主催研修）	737
パソコン研修	3
通信教育研修	2
合計	1018

※研修人数は延べ人数

職員の福祉の状況

区分	実施主体	内容
共济制度	長崎縣市町村職員共济組合 公立学校共济組合	短期給付、長期給付などに関する事業を行っています。民間事業者に例えると、健康保険、厚生年金などに相当します
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づき補償するものです
福利厚生	島原市	健康診断を実施するとともに、レクリエーションなどの福利厚生事業を実施しています

勤務条件に関する措置要求の状況

平成 25 年度…なし

不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成 25 年度…なし

職員の分限および懲戒処分の状況

区分	内容	平成 25 年度の状況
分限	分限処分…公務能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務実績不良、心身の故障などのため職責を十分に果たすことが期待できない場合などに行います	休職 2 人 (心身の故障による)
懲戒	懲戒処分…職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員に一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的に行います	・減給 10 分の 1 (1 月) …1 人 ・戒告…4 人 (不適切事務および管理責任による)

サービスの状況

平成 25 年度においては、次に掲げる通知などにより、職員の服務規律の確保に努めました。

6 月 6 日	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について
6 月 24 日	夏季における綱紀粛正について
12 月 5 日	職員の年末年始における綱紀粛正について
1 月 20 日	長崎県知事選挙等における職員の服務規律の確保について
2 月 18 日	交通違反、事故防止の徹底について